平成 25 年５月 31 日

各　　位

株　式　会　社　ジ　ー　テ　ク　ト
代 表 取 締 役 社 長　菊　池　俊　嗣
（ＪＡＳＤＡＱ　コード番号　５９７０）
問い合わせ先
常務取締役
事業管理本部長　木　下　三　五　郎
ＴＥＬ　048-646-3400

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年５月31日開催の取締役会において、下記のとおり、定款一部変更の件を平成25年６月21日開催予定の第２回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）　当社の事業の現状に則し、今後の事業内容の多様化に対応するため、事業の目的を追加するものであります。

（２）　インターネットの普及を考慮し、株主の皆様の利便性向上及び公告手続き合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

（３）　将来における事業規模の拡大等に備え、機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、当会社の発行可能株式総数を 31,440,000 株から 50,000,000 株に増加させるものであります。

（４）　インターネットの普及を考慮し、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようその旨の規定を新設するものであります。

（５）　法令で定める監査役の員数が欠くことに備えるための補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の予選の効力を４年とする旨の規定を新設する等所要の変更を行うものであります。

（６）　上記の変更及び新設に伴い、条数の整理を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は、変更箇所を示します）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
（目的）	（目的）
第２条　（条文省略）	第２条　（現行どおり）
１．～５．　（条文省略）	１．～５．　（現行どおり）
（新設）	６．不動産の賃貸
６．前各号の事業に必要な技術供与	７．　（現行どおり）
７．前各号に付帯する一切の事業	８．　（現行どおり）
第３条　（条文省略）	第３条　（現行どおり）
（公告方法）	（公告方法）
第４条　当会社の公告は、日本経済新聞掲載する方法により行う。	第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第２章　株式	第２章　株式
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）
第５条　当会社の発行可能株式総数は、31,440,000株とする。	第５条　当会社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。
第６条～第13条　（条文省略）	第６条～第13条　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（新設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
	第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第14条～第31条　（条文省略）	第15条～第32条　（現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
（任期）	（任期）
第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第33条　（現行どおり）
（新設）	２．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了するときまでとする。
（新設）	３．補欠監査役の予選の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第33条～第48条　（条文省略）	第34条～第49条　（現行どおり）

３．日程

定款変更のための株主総会　平成25年６月21日（金曜日）

定款変更の効力発生日　平成25年６月21日（金曜日）

以上